

紀伊地域半島振興計画（案）の改定について①

○「半島振興法」概要

- 半島地域の自律的発展、地域住民の生活の向上を図り、合わせて国土の均衡ある発展に資することを目的に昭和60年に「半島振興法」が制定され、令和7年4月1日に改正（4度目）・延長。
- 同法では、国が半島振興基本方針を定め、それに基づいて都道府県が半島振興計画を策定。
- 奈良県は三重県、和歌山県とともに紀伊地域半島振興計画の改定・策定。計画期間はおおむね10年間。

【計画対象地域】紀伊地域：三重県・奈良県・和歌山県

（奈良県：五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

○今回の「半島振興法」主な改正内容

- 法の目的に、新たに「半島防災」、「地方創生」を追加。
- 法の基本理念として新たに「地方創生」、「魅力の増進」、「半島防災・国土強靱化」の3つの観点を明記。
- 基本理念に則り、国は総合的な施策の策定・実施の責務を、都道府県は振興に必要な施策の策定・実施や市町村援助を行うよう努めることを規定。

○「紀伊地域半島振興計画」の改定について

- 「紀伊地域半島振興計画」改定は、法改正に伴い新たに国から示された「半島振興基本方針」に基づき、新たに掲げられた事項や拡充した項目を追加 ※計画対象地域の変更はない
 - ・再生可能エネルギーの利用促進【新設】
 - ・移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに、関係者間における緊密な連携及び協力【新設】
 - ・生産機能及び生活環境の整備が特に低位にある集落への配慮【新設】
 - ・半島防災のための施策【拡充】 等

紀伊地域半島振興計画（案）の改定について②

○計画の構成

第1 基本的方針（三県共通部分）

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1. 地域の概況 | 4. 振興に関する目標 |
| 2. 現状及び課題 | 5. 計画期間・・・概ね10年 |
| 3. 振興の基本的方向及び重点とする施策 | 6. 計画の達成状況の評価・・・5年経過を目途に評価を行う |

第2 振興計画（奈良県地域）

1. 交通通信の確保【拡充】	(1) 交通施設の整備 (2) 地域における公共交通の確保 (3) 通信施設の整備等
2. 産業の振興及び観光の開発【拡充】	(1) 農林水産業の振興及びその競争力の強化 (2) 地域資源等の活用による産業の振興等 (3) 観光の開発に関する基本的な事等
3. 就業の促進【拡充】	
4. 水産資源の開発及び利用【拡充】	(1) 水資源確保対策 (2) 水資源の利用

紀伊地域半島振興計画（案）の改定について③

○計画の構成

5. 生活環境の整備 【拡充】

- （１）下水道、廃棄物処理施設等の整備
- （２）公園等の整備の推進
- （３）住宅関連対策
- （４）生活サービスの持続的な提供

6. 医療の確保等 【拡充】

- （１）医療の確保を図るための対策

7. 介護サービス及び福祉サービス等の確保等 【新設】

- （１）介護サービスの確保等を図るため対策
- （２）障害福祉サービスの確保等を図るための対策

8. 高齢者及び児童の福祉 その他の福祉の増進 【拡充】

- （１）高齢者の福祉の増進を図るための対策
- （２）児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

9. 教育及び文化の振興 【拡充】

- （１）地域振興に資する多様な人材の育成
- （２）教育・文化施設等の整備
- （３）地域文化の振興

紀伊地域半島振興計画（案）の改定について④

○計画の構成

10. 自然環境の保全及び再生	(1) 環境の保全と活用
11. 再生可能エネルギーの利用の推進【新設】	(1) 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2) 環境保全と再生可能エネルギー導入の両立 (3) 再生可能エネルギー等を活用した緊急時のエネルギー対策
12. 国内及び国外の地域との交流の促進【拡充】	(1) 国内及び国外の地域との交流の促進のための方策
13. 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに、関係者間における緊密な連携及び協力【新設】	
14. 半島防災のための施策【拡充】	(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備 (2) 防災体制の強化
15. 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等【新設】	
16. 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮【新設】	